

さらに詳しく（さらに深く、さらに広く）

差別の交差性(インターセクショナルリティ)とは

「インターセクショナルリティ」という言葉は1989年にアメリカの弁護士で人権活動家が編み出し、知られるようになりました。しかし、言葉が登場する前から、例えば水平社運動で活動した被差別部落の女性たちが自分たちの状況を「二重、三重の差別と圧迫」「二重三重の鉄鎖」「三重の苦しみ」と語ったように、交差性を訴える声はありました。アメリカでも1960～1970年代、公民権運動が展開された頃に、アフリカ系アメリカ人の女性が人種差別とジェンダーが重なり合う困難さや、自分たちの存在がないもののようにされていることに対して声を上げました。

数年前から、国連の障害者権利委員会や女性差別撤廃委員会の勧告に「交差的な差別」が入るようになってきました。障害者権利委員会は、障害のある女性の平等性の確保や多重的で交差的な差別の防止と法律や政策にジェンダーの視点を入れること、国連女性差別撤廃委員会は、アイヌ民族、被差別部落、在日コリアン、障害のある人、性的マイノリティ、移民の女性たちが交差する差別のために教育、雇用、健康から遠ざかっていると指摘、勧告しています。

私たちには、国籍や性別、性的指向や障害の有無などによって割り当てられる属性があり、一人ひとりの間に差異があります。それらの差異は力関係と結びつき、優位的な位置にいる人もいれば、逆の状況に追い込まれる人もいます。社会における有利・不利は、複数の社会的な属性の重なり合いや結びつきの中で起こっています。

自分がどのような属性にいて、どういった力を持っているのか、または不利な状況に置かれているのかをインターセクショナルリティという概念は教えてくれます。人権学習をする際、自分自身の立場に自覚的になることは重要です。日本では、法務省が重点的な人権課題を取りまとめています。そうした情報を手掛かりにしながら、社会にある抑圧や差別を見抜くために人権学習に参加していきましょう。

主な人権課題(法務省)

①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害のある人 ⑤部落差別(同和問題) ⑥アイヌの人々 ⑦外国人 ⑧感染症 ⑨ハンセン病患者・元患者やその家族 ⑩刑を終えて出所した人やその家族 ⑪犯罪被害者やその家族 ⑫インターネット上の人権侵害 ⑬北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ⑭ホームレス ⑮性的マイノリティ ⑯人身取引 ⑰震災等の災害に起因する人権問題 ⑱ゲノム情報(遺伝情報)に関する偏見や差別